

納付金の算定方法について（補足説明）

1. 市町村ごとの納付金の按分方法（納付金の配分ルール）

- 市町村ごとの国保事業費納付金の額は、納付金算定基礎額（県全体の医療給付費－公費等による収入額）を市町村ごとの「**被保険者数**」と「**所得総額**」で按分し、「**医療費水準**」を反映し、決定する。

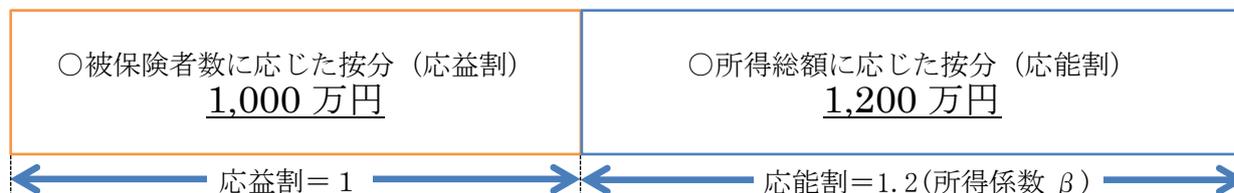
※県内3市町村で構成されている場合の例

	被保険者数（シェア）	所得総額（シェア）	医療費水準
A市	5万人（5/10）	40億円（40/80）	1.2（平均以上）
B町	3万人（3/10）	30億円（30/80）	0.8（平均以下）
C村	2万人（2/10）	10億円（10/80）	1（平均）
県全体	10万人	80億円	—

【県全体の納付金総額（納付金基礎額）】

納付金総額の按分（応益割分：応能割分）

納付金総額：2,200万円、応益割分：応能割分＝1：1.2とした場合



【① 被保険者数・所得総額に応じた按分】 応益割は被保険者数、応能割は所得総額で按分

A市	5万人／10万人	500万円	+	600万円	40億円／80億円
B町	3万人／10万人	300万円	+	450万円	30億円／80億円
C村	2万人／10万人	200万円	+	150万円	10億円／80億円

【② 医療費水準の反映】 医療費水準に応じて納付金を増減（医療費指数反映係数 $\alpha = 1$ の場合）

A市	1,100万円 (500+600) × 1.2 → 1,320万円
B町	750万円 (300+450) × 0.8 → 600万円
C村	350万円 (200+150) × 1

※最終的に全体が2,200万円となるように、調整係数（ γ ）を乗じる。

